

**香川県条例第9号**

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例

香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 一般海域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.08を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土石採取料の額)</p> <p>第8条 土石採取料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td style="text-align: right;"><u>102円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>	<p>(占用料の額)</p> <p>第7条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、第3条第1項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 一般海域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.05を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土石採取料の額)</p> <p>第8条 土石採取料の額は、別表のとおりとする。<u>この場合において、その額が100円に満たないときは、100円とする。</u></p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td style="text-align: right;"><u>99円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用物件の長さ、占用面積若しくは土石の採取量が1メートル、1平方メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの</p>	区 分	単 位	金 額	略			土石採取料	1立方メートル	<u>99円</u>
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>102円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土石採取料	1立方メートル	<u>99円</u>																	

長さ、面積若しくは採取量に1メートル、1平方メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。

3 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。